

経済産業省 特許庁



任期付商標審査官補 採用

社会人経験者向け

●業務内容

商標出願について商標権を付与するか否かの判断を行う商標審査業務等

●処遇

専門行政職俸給表に基づく給与と各種手当（通常の商標審査官と同様）

●応募資格概略

- （１）学士号以上の学位を取得していること
- （２）民間企業等、法律事務所又は特許事務所で法務一般に関する業務に従事した期間（弁護士・弁理士として業務に従事した期間又は修士・博士課程の履修期間（産業行政又は科学技術に関する研究に限る。）を通算することも可。）が4年以上であること

詳細はQRコードより
特許庁HPで御確認ください。



商標とは？

商標とは、「事業者が、自分の商品・サービスと他人の商品・サービスを区別するために使用するマーク」のことです。商標の種類には、事業者が独自に使う商品名、店名、ロゴマーク、立体的形状など様々なものがあります。消費者は、「昨日食べたお菓子と同じものを買おう」「このメーカーの製品が好き」「この商品名面白いから買ってみよう」というように、知らず知らずのうちに商標を目印に商品・サービスを選んでいきます。

商標の3つの機能



商標を保護する「商標権」

商標の使い始めはまだ世の中に知られていないので、商品・サービスを区別する目印にはなりますが、ただそれだけの存在。

しかし、事業者が商標を使い続ける + 品質の維持向上や広告宣伝といった企業努力をすることにより、商標に信用が備わり（商標が品質の証になる）、商標の知名度が高まり、その商標を使った商品・サービスは売れる・話題になるといった顧客吸引力につながります。商標の顧客吸引力は一朝一夕に得られるものではなく、コツコツ育てていくものといえます。

そんな大事な商標を他人に真似されたりしないように保護する権利が「商標権」。商標を保護する商標制度は「商標法」という法律によって定められています。

商標権



マーク（商標）



商品・サービス

商標権

差
止
請
求損
害
賠
償
請
求輸
入
差
止
申
立

etc.

「商標権」は、こんな権利

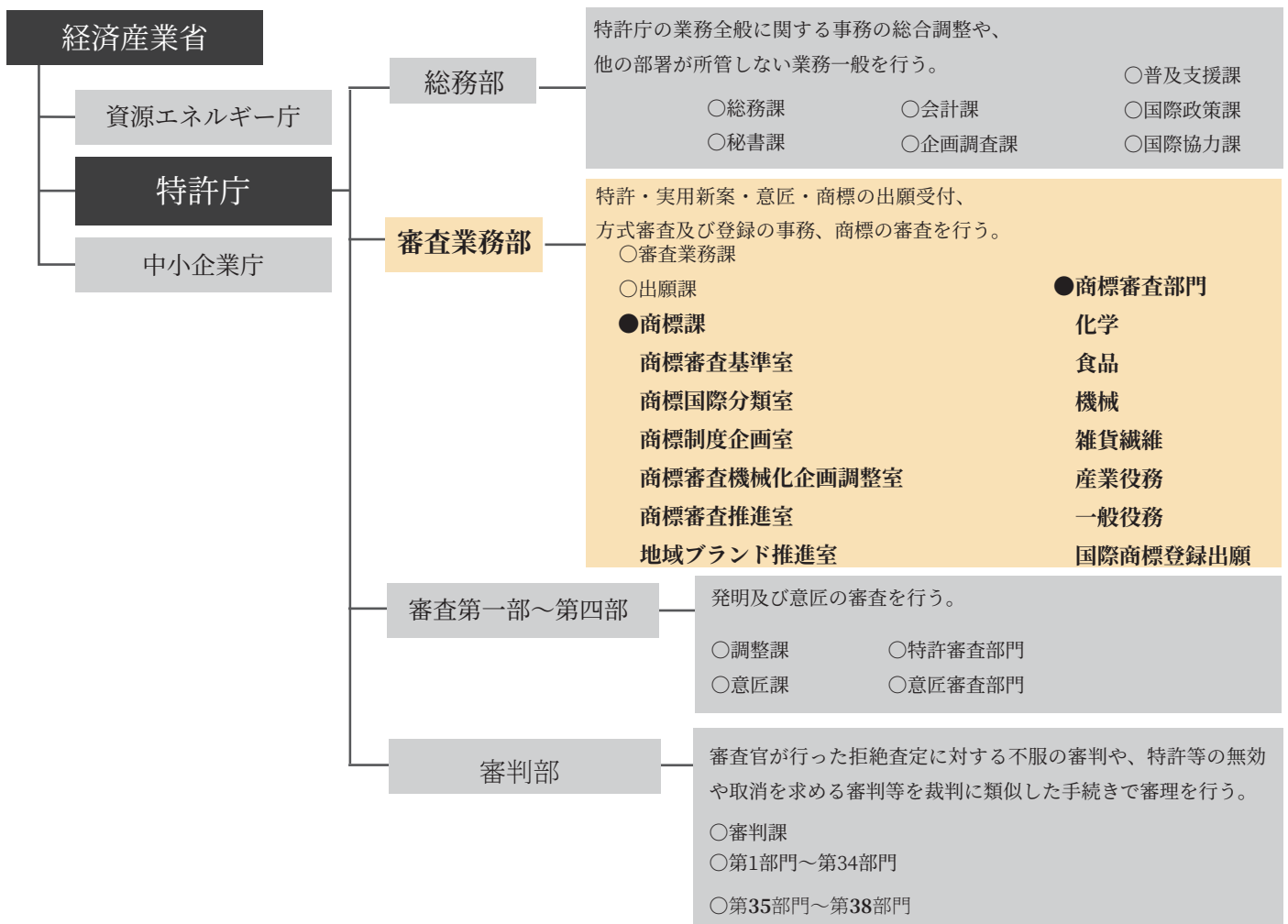
「商標権」は、商標登録されることによって生じる権利であり、マーク（商標）と商品・サービスとがセットになって構成されています。特許庁に出願する際に、マーク（商標）を使用する商品・サービスをあらかじめ指定します。「商標権」が設定されると、その指定した商品・サービスについて、マーク（商標）を独占的に使用することができ、その効力は日本全国に及びます。権利者以外の人には、その商標と同じ商標や似た商標を使用することができなくなります。

「商標権」は10年間存続し、更新登録申請によって更新することができます。更新を繰り返すことにより、半永久的な権利として存続することができます。

権利を侵害されたら？

もし、商標権を侵害された場合（商標を真似された場合）には、法的手段をとることができます。商標を真似された商品の製造や販売の中止を求めること（差止請求）、真似されたことにより自分の商品の売り上げが落ちるなどの損害が発生した場合には、その賠償を求めること（損害賠償請求）などがあります。

また、近年は海外で模倣品が作られ、それが日本に輸入される場合があります。このような場合には、税関に申し立てることにより、空港や港など、模倣品が輸入される水際で阻止することもできます（輸入差止申立）。





商標審査業務について

商標審査業務では、一人ひとりの審査官が様々な分野の商標の審査を担当しています。商標の審査には、法令・条約・審査実務等の高い専門知識のみならず、需要者・取引者の視点に立った考え方や、新しい商品・役務（サービス）への関心、業界のトレンドや専門用語に対する理解など、多岐にわたる知識や興味が重要になってきます。

以下では、商標審査業務の流れを紹介します。

STEP 01

商品・役務の審査



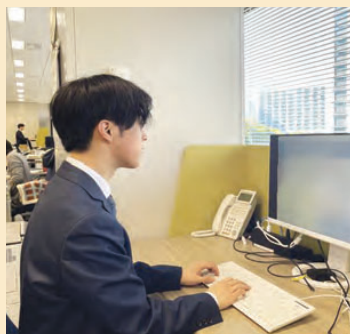
まずは出願書類（商標登録願）を確認します。商標登録願には商標や商標を使用する指定商品・指定役務、出願人の名前や住所等が記載されています。

指定商品・指定役務は登録となった場合にその商標をどこまで独占的に使用できるのか、取得した商標権の権利範囲を定める重要な要素であり、その内容や範囲が明確な表示である必要があります。

審査官は類似商品・役務審査基準等を用いて指定されている商品・役務が明確なものかどうかを審査します。

STEP 02

商標の審査



商標が商品・役務の特徴を表すにすぎない場合や公益に反する場合等は登録することができないため、審査官（入庁から原則2年は審査官補）は辞書や文献、インターネット等を用いて指定商品・指定役務の分野において商標がどのように使用されているかを調べます。

また、他人の登録商標や有名なブランドと紛らわしい商標は登録することができないため、「商標検索システム」という庁内の独自のシステムを用いて先願商標等を検索し、類似の商標がないか審査します。図形商標の検索には、上記システムのほか、AIを活用したイメージサーチツールを用いています。その他、商標法により定められた様々な観点に照らして検討を行います。

STEP 03

均一的な判断



出願された商標に登録できない理由がないと判断した場合は「登録査定」を行い、登録できない理由があると判断した場合は「拒絶理由通知」を送付します。拒絶理由通知書等は書面により出願人に通知するため、平易な表現で要点が的確に伝わるような論述能力が求められます。

また、審査官は、判断に迷う案件や関連する案件があるときは他の審査官と協議を重ね、均一的な判断ができるように努めています。加えて、審査官補は、すべての案件について指導審査官と協議を行い、作成した文書の内容についてチェックを受けます。

任期付審査官 Q & A

Q 1. 任期付商標審査官の業務はどのようなものですか？

A 1. 商標の審査を行います。それは、商標登録を受けようとして提出された出願を、職権調査により把握した取引の実情などの事実を基に、法律的観点から精査し、排他的独占権である商標権を付与するか否かの判断を行うという、責任とやりがいのある重要な業務です。

具体的には、商標の構成（文字、図形、色、音など）を正確に把握し、「自己の商品・サービスと他人の商品・サービスとを識別することができるものであるか」、「公益に反するものではないか」、「他人の商標等と紛らわしいものではないか」など、職権での調査結果を踏まえ、登録の可否の判断を行います。判断に際しては、出願人から提出された客観的証拠や意見も十分に吟味します。

Q 2. 通常の商標審査官との違いは何でしょうか？

A 2. 任期が限られている以外は、国家公務員採用試験を経た通常の商標審査官と違いはありません。

Q 3. 任期付審査官の任期はいつまでですか？

A 3. 「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（任期付職員法）」に基づき、5年を超えない任期で採用されます。

Q 4. 採用後の処遇はどのようなものですか？

A 4. 通常の商標審査官と同じく、専門行政職俸給表に基づく給与と各種手当が支払われます。詳しくは、QRコードより特許庁HPをご覧ください。

Q 5 弁理士試験の科目免除について、教えてください。

A 5. 現行弁理士法では、特許庁において審査の事務に従事した期間（審査官補の期間を含む）が通算して5年以上になる者については、弁理士試験において、工業所有権に関する法令及び条約について行う試験が免除されます（弁理士法第11条）。なお、審査官昇任後、審査官として審査の事務に7年間従事した場合には、弁理士となる資格が取得できます（弁理士法第7条）。

Q 6. 募集要綱はどこで入手できますか？

A 6. QRコードより、特許庁HP（ホーム＞お知らせ＞採用情報＞その他＞任期付職員（任期付商標審査官補、任期付商標審査官）＞任期付職員（商標審査官補）の採用について）を御確認ください。また、受験申込書、職務経歴書は、同サイトからダウンロードしたものをご使用ください。

Q 7. 応募資格はどのようなものですか？

A 7. 以下の（1）及び（2）の条件を満たす方であれば応募可能です。

（1）学士号以上の学位を取得していること

（2）民間企業等、法律事務所又は特許事務所で法務一般に関する業務に従事した期間（弁護士・弁理士として業務に従事した期間又は修士・博士課程の履修期間（産業行政又は科学技術に関する研究に限る。）を通算することも可。）が4年以上であること

※詳しくは、QRコードより特許庁HPをご覧ください。



特許庁HP

経済産業省 特許庁

〒100-8915
東京都千代田区霞が関3-4-3

審査業務部 商標課（採用担当）

TEL 03-3581-1101（内2812）

TEL 03-3580-6864（直通）

E-mail PA1400@jpo.go.jp



- 丸の内線・千代田線・日比谷線／霞ヶ関駅（出口A-13番）より徒歩7分
- 丸の内線・千代田線／国会議事堂前駅（出口3番）より徒歩5分
- 銀座線／虎ノ門駅（出口5番）より徒歩4分
- 南北線・銀座線／溜池山王駅（出口8番）より徒歩5分